



平成30年第3回総会

会 議 録

期日 平成30年3月28日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年3月28日（水）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	1 2	農地法第3条許可申請について
4	1 3	農地法第5条許可申請について
5	1 4	農用地利用集積計画の調整について
6	1 5	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性について
7	1 6	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について
8	1 7	職員の人事異動について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午後3時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第8号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午後 3 時 00 分 開会

議長 平成30年第 3 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名します。7 番楠委員、8 番天達委員にお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。お諮りいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 2 号議案第11号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては、議案書に記載のとおりです。

整理番号32号・33号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号34号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

全体の解約面積は、畑が 6 筆で11,969㎡です。

以上は、農地法第18条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての整理番号32号から34号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。
整理番号3号。
整理番号3号の申請地は、白沢西町〇〇番、畑、1,188㎡・〇〇番、畑、1,276㎡
・合計2,464㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、80歳、鹿児島市にお住まいです。
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、83歳、白沢西町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。
整理番号3号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
整理番号3号の申請地については4・5ページに掲載してあります。
申請地は、西白沢畑かん地区内にあり、〇〇番は、白沢西町・水尻公園から南側約〇〇m、〇〇番は、西白沢集落墓地から西側約〇〇mに位置しています。
機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。
続きまして、整理番号4及び5号。
整理番号4及び5号は、譲受人が同一であり、申請地が連続していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。
整理番号4号の申請地は、別府字草切平下〇〇番、畑、715㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、59歳、国見町にお住まいです。
整理番号5号の申請地は、別府字草切平下〇〇番、畑、643㎡です。
譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、66歳、瀬戸町にお住まいです。
なお、申請地内に既存の農業用倉庫が存在しますが、敷地面積が71㎡とのことであり、農地法4条の農地転用許可を要しない「200㎡未満の農業用施設」にあたります。
これらすべての譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、64歳、国見町にお住まいです。
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。
整理番号4及び5号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
整理番号4及び5号の申請地については7ページに掲載してあります。
申請地は、国見町・(有)新屋敷鉄工所より北側〇〇mに位置しております。
整理番号4及び5号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上、説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号3号を、俵積田広昭委員をお願いします。

3番（俵積田広昭委員）整理番号3号について報告いたします。

3月15日、譲受人立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は、西白沢に居住する農家です。

甘しょとソラマメ栽培に従事して、妻と2人で農業を営んでいます。

申請書の説明は、事務局の説明のとおりです。

白沢西町〇〇番は畑かん地区内です。

東側は市道、北・南・西側は農地です。

申請地は現在ソラマメ畑となっています。

同件の白沢西町〇〇番も畑かん地区内です。

北側は市道、南・西・東側は農地です。

甘しょ畑で、耕作の準備中です。

権利取得後も、これまで同様の営農を行なう計画で、本物件取得後も周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題の無い申請ではないかと思われま

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号4号及び5号を、中原委員お願いします。

9番（中原委員）整理番号4号、5号について報告いたします。

4号は、譲渡人が〇〇〇〇さん、農業でございます。

整理番号5号の譲渡人が〇〇〇〇さん、農業でございます。

譲受人は〇〇〇〇さんで、相手方要望です。

3月16日、譲受人の立会いのもと、現地確認を行ないました。

譲受人は、中原集落に居住する、甘しょ及びニンジン、ネギを中心に栽培する畑作農業者でございます。

位置関係は、事務局の説明のとおりでございます。

申請地周辺は、北側は畑で、畑と茶、ネギ畑になっております。

南側、西側は道路、東側は倉庫と道路になります。現在、甘しょ用のハウス、ネギ畑となっております。

周辺農地も、同様の営農であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。お諮りいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の、整理番号3号から5号については、報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号2号。

整理番号2号の申請地は塩屋北町〇〇番、畑、188㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は駐車場及び家庭菜園です。

申請事由は、「自宅に隣接する申請地を、駐車場及び家庭菜園として利用したため。」とのことです。

計画内容は普通自動車2台分の駐車場と家庭菜園です。

整理番号2号の申請地は、11ページに掲載してあります。

火之神保育園から北東〇〇mに位置しています。

農地の区分は第一種低層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は188㎡で問題のないものと思われます。

駐車場及び家庭菜園への転用にあたり、駐車場部分には既に砂利が敷設されております。農地境界には、0.8mのブロック積みを施しています。

本件申請地は、申請人が平成21年に、譲渡人より申請地を借り受け、了承を得たうえで、駐車場及び家庭菜園として整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、駐車場及び家庭菜園として、利用していたことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号3号。

整理番号3号の申請地は寿町〇〇番、畑、55㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、介護士ほか1名です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接する住宅を購入する予定であり、申請地を駐車場として利用するため。」とのことです。

申請地は13ページに掲載してあります。

寿町コスモス枕崎店西側に隣接します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は、普通自動車1台・軽自動車1台分の駐車場です。

計画面積は55㎡で問題のないものと思われます。

駐車場への転用にあたり、西側道路と同じ高さにするため、30cmの切土を行います。また、境界には、0.4mのブロック積を施してあります。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号2号を、中原委員お願いします。

9番（中原委員）整理番号2号について報告いたします。

3月16日、畑野委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は、申請者であります〇〇〇〇さんです。

2号の申請地は、事務局の説明にありましてとおり、塩屋北町に位置する農地です。

転用目的は、駐車場及び野菜菜園でございます。

申請地北側は道、東側は宅地及び畑、西側及び南側は畑です。

駐車場部分には砂利が敷かれておりますが、境界にはブロック積みを施してあり、周辺農地への土砂・雨水が流出する恐れはございません。

構造物も無いことから、日照通風等支障を及ぼす恐れは無いものと思われます。

適切な防除計画書及び事業計画書も送付されており、周囲の農地にこれまでも被害を及ぼしたことは無いため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上終わります。

議長 続きまして、整理番号3号を、畑野委員お願いします。

10番（畑野委員）整理番号3号について報告をいたします。

調査日、調査員についてはさっきの2号と一緒にです。

立会人は、申請者代理であります塩屋行政書士でございます。

整理番号3号の申請地は、西側の市道沿いに住宅の建設された土地が多くみられる寿町に位置する小集団の農地でございます。

転用目的は駐車場です。

申請地の北側は道、西側は宅地、東側及び南側は転用許可を受けた店舗であり、隣接する農地はありません。

西側道路と同じ高さにするために切土を行いますけれども、境界にブロック積みを施してあり、周辺の土地へ土砂・雨水が流出するのを防止するという事です。

建物は建築しないため、日照通風等支障を及ぼす恐れはございません。

雨水については、自然流下により西側側溝へ放流します。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号2号及び3号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5号議案第14号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。
議案書は14ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号35号から48-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外38名で設定面積は田が3筆で1,218㎡、畑が73筆で69,534㎡、樹園地が18筆で47,138㎡です。

次に所有権移転です。議案書は16ページになります。

整理番号8号、譲渡人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は日の出町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は11筆で15,839㎡です。

整理番号9号、譲渡人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は日の出町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は2筆で859㎡です。

整理番号10号、譲渡人は兵庫県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢西町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転面積は2筆で2,705㎡です。

整理番号11号、譲渡人は若葉町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は中央町の(有)大堀牧場で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で664㎡、価格は畝当たり〇〇円です。

整理番号12号、譲渡人は立神北町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は中央町の(有)大堀牧場で、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で675㎡、畝当たり〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番（畑野委員）所有権移転の関係の11号と12号が大堀牧場で有限会社ですけど、これは認定農業者でいいんですかね。

この認定法人とかそういう名前じゃないの、違うの。

事務局 認定農業者は、法人、個人、それぞれありまして、どちらも認定農業者ということで提示されております。

10番（畑野委員）わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち利用権設定の整理番号35号から48号の2まで、及び所有権移転の整理番号8号から12号までについては原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第14号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、4月20日を目途に要請してまいります。

次に日程第6号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第15号の農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性についてご説明申し上げます。

農地法3条に基づく、許可要件の一つである下限面積を検討するものであります。

提案理由の内容について補足説明いたします。

農地法第3条第2項第5号において、農地の権利を取得する際の下限面積について、北海道では2ha、そのほかの都府県では50aと定められており、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっております。

また、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

まず、はじめに農地法施行規則第17条第1項の適用について説明いたします。

設定する区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積の単位は a とし、その面積は10 a 以上であること。

農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内において、設定面積以下の農家戸数が総農家戸数の100分の40をくだらないように算定されるものであること。

となっています。

本市においては、2005年に農林業センサスの経営面積別農家戸数の結果をもとに、平成20年3月1日に40 a から30 a への引き下げを行っております。

また、平成21年12月15日の改正農地法施行時においても、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、改正法施行前と同じ30 a と設定しました。

今回においても2015年に実施された農林業センサスの経営面積別農家戸数を算出に用いており、それによりますと、本市における総農家戸数は856戸、経営面積30 a 未満の農家戸数は433戸で全体の50.6%であり、農業経営環境について大規模な変化は見られないとし、現行の30 a について修正の必要はないものと提案いたします。

経営面積別の内訳については、20 a から30 a が150戸、10 a から20 a が262戸、10 a 未満が0戸、経営耕地なしの農家が21戸となっています。

次に、農地法施行規則第17条第2項の適用について説明いたします。

設定区域内に耕作されていない農地が相当程度存在し、かつ、新規に就農する者が増えることにより当該区域及びその周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れがない場合において、農地保有の利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積を定めることができるとあります。

本市における要解消地面積の推移ですが、平成29年度の管内農地面積に占める要解消地、再生可能地面積は、5.38%であることから、今後大幅に要解消地が増加すると考えられないことから別段の面積の設定は必要ないものと提案いたします。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員）ほかの市町村の下限面積はどれくらいですか。

事務局 古い資料ではありますが、南九州市におきましては、21年の時点では30 a ということになっています。

志布志、南さつま市も30 a、霧島市は20 a、日置市等については30 a ですが、農用地外では特例が1 a 等の特例もあるようであります。

阿久根市につきましても30 a です。

一覧表等古い資料がありますので、ご希望の場合は提示したいと思います。

以上です。

事務局 補足説明したいと思います。

今下限面積について動きがありまして、南さつま市は空家対策に対して、空家についている農地は20㎡以上は取得できる、空家対策で農業委員会に登録した農地は20㎡以上あったら取得できるというのが新しくできました。

日置市におきましては、普通の農用地の中では下限面積が20 a なんですけど、農用地以外では2 a というのが出てきまして、今その動きが、各市動きがあるところであります。

議長 下限面積がなぜあるのかというのをわかりやすく、下限面積が設定されるのがなぜかというのを。

事務局 私の考えてる中で説明いたします。

いろいろあるんですが、面積を設定すること、下限面積ということであります。

第3条の農地法申請の基準になるものがございますけども、農地のやり取りをする中で、30 a というのが農地の売買、譲渡なりする場合に、買い受ける側が農業をしている者でないといけないという条件がありますが、その中に最低限農業経営、市内の標準的な経営面積というのが30 a であります。

その30 a を下回る方に農地を譲渡すると、それは農地として使う恐れが無いのではないかということで、面積を基準を設定して、それ以上、30 a 以上持っている方について、農地として農地の売買を許可しようというのが下限面積ということになりますが、それ以下の譲渡の方に譲渡される場合は、農地を農地として利用されない、別のものに利用される恐れがあるため、そういったのが設けてあると思っております。

議長 おわかりになったでしょうか。

もう1つ、特例の部分を説明をお願いします。

事務局 特例の説明ということで、加世田の場合は、いろんな要綱がありまして、都会の方が帰ってきて家に住みたいとなったときに、その横に農地がひつついていて、家は買えるけど農地が買えないということで、農地と家をセットにしたときだけ20㎡以上あれば、家と畑をセットで買えるということで、南さつま市の方は新しく条例をつくったところです。

空家対策ということで、空家対策に登録した家ですけど、そういう形で新しい法律を南さつまの方は作っております。

議長 よかったでしょうか。

特に水野委員の担当区は市街が多いですけど、事務局の方では、枕崎の場合、市街地の菜園畑ですよね、そういった農地としてなっている部分を非農地扱いに持っていけないかなと、転用促進とかそういった部分で、売買、転用しやすいように非農地扱いすればいいんだがなということも考えているようです。

よろしいですか。

14番（桑原委員） ちょっといいですか。

ちょっとこんがらがってくるんだけど、買う人が25 a 持っていて、今度買うところが5 a で、合せて30 a になるときはどうなるんですか。

事務局 それは合計が30aになりますので、当然つくるといことでOKになります。

4番（眞茅委員） 下限面積設定はわかりますが、ずっとこの会に参加させてもらって、後継者のいない高齢者が農地を取得すると、その上限年齢とかそういうのは決められないでしょうけども、そういうものがないか。

それと今、補助事業の関係ですと、65歳で打ち切りなんですよね、事業自体が。

そこらへんをちょっと教えてもらえれば。

事務局 4番委員のご質問についてですが、土地の取得に関する年齢制限を設けるということに関しましては、法律的是何らくくりが無いので、枕崎だけそういった条例なり規則なり設けるのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

併せてありました補助事業の65歳で制限があるということでしたが、申し訳ありません、事務局の方でその件把握しておりません。

この場ではお答えできません、申しわけありません。

4番（眞茅委員） わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。お諮りいたします。

日程第6号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の修正及び設定の必要性については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第7号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第16号農地等の利用の最適化に関する指針について説明いたします。

議案書は18ページからになります。

農業委員会等に関する法律第7条に、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を行うに当たっては、その公正な実施が図られるよう、事前に目標や推進方法について明らかにすることとあります。この規定により指針を策定しようとするものです。

内容につきましては、第1基本的な考え方として、本市農業の沿革と当指針の位置づけ等について記載してあります。

第2具体的な目標と推進方法については、まず遊休農地の発生防止・解消について記載してあります。現在140.3haの遊休農地を平成35年3月までに全て解消することを目標とするものです。

次に、担い手への農地利用の集積・集約化について記載してあります。
平成35年3月の集積目標を農地面積の90%、1,485haと定めてあります。
これは、鹿児島県が定める集積目標が90%ということで、これに合わせた目標設定としております。

次に新規参入の促進目標について記載してあります。経営体数、面積につきましてはこれまでの実績から年平均3.2件の新規就農があり、就農時の平均耕作面積が1経営体あたり1.7haであることから、これらの数値により平成35年3月の目標を定めてあります。

目標達成のための推進方法につきましては、これまでも説明してまいりましたとおり、利用状況調査、意向調査、今回初めてお願いすることとなります利用権設定時の戸別訪問等により行おうとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。お諮りいたします。

日程第7号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定については原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第8号職員の人事異動についてを議題といたします。

それでは、議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 職員の人事異動について説明いたします。

日程第8号議案第17号の職員の人事異動につきまして説明いたします。

差し替えの議案は21ページになります。

農業委員会に関する法律第20条第3項により、職員は農業委員会が任命するとなっております。

したがって、農業委員会の決議によって行われることとなっております。

これに基づきまして、提案するものであります。

3月28日に人事異動の内示がありました。

まず事務局長の私が定年退職により、3月31日付で市長部局に出向いたします。

その後につきましては、4月1日付で議会事務局より事務局長兼農業振興係長として、下山健一さんが参ります。

以上であります。

議長 お諮りいたします。

日程第8号、職員の人事異動については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催します。

午後3時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 楠 義嗣

会議録署名委員 天達 範隆